

身体障がい者手帳



身体に障がいのある方が、医療の給付、補装具費の給付など、各種の福祉サービスを受けるために必要な証票として交付します。

窓 □： 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象となる障がい： ●視覚障がい ●聴覚・平衡機能障がい
●音声・言語・しゃく機能障がい ●肢体不自由
●内部障がい（心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい・
ぼうこうまたは直腸機能障がい・小腸機能障がい・免疫機能障がい・
肝臓機能障がい）

障がいの程度： 障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。
※障がい程度等級表は20～21ページに掲載しています。

必要なもの： 指定医師の診断書（所定の用紙は、上記窓口にあります）
写真（上半身 4cm×3cm）・マイナンバーに係る確認書類

等級の変更・追加： すでに手帳の交付を受けた方で、障がいの程度の変更や新たな障がいの追加がある場合は、指定医師の診断書と手帳を添えて上記窓口へ申請してください。

再交付・変更： 手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は、上記窓口へ届け出てください。

居住地の変更： 居住地を変更した場合は、新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は福祉事務所）へ手帳を添えて届け出てください。

返 還： 手帳の交付を受けた方が死亡された場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

【手帳申請時の無料診断】

次の医療機関では身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断を無料で受けることができます。

医療機関等： 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、
大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院

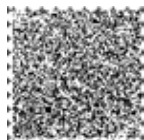
手 続 き： ご利用の際には、身体障がい者手帳無料診断依頼書が必要です。各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）で、交付を受けてください。
※大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターは判定機関であるため、診療情報提供書など必要な診療情報をご用意していただく必要があります。
※上記における大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター以外の医療機関において初診となる場合は、主治医の紹介状（診療情報提供書）等（これにかかる費用は自己負担）をご用意していただく必要があります。

そ の 他： 診断できる障がいの種別は、医療機関により異なります。

【重度肢体障がい者等訪問診断】

重度の肢体不自由により、移動が極めて困難な方が、身体障がい者手帳や車いすなどの補装具の申請をされる場合は、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターの医師などが訪問して診断・判定を行います（診断・判定の際に、診療情報提供書など必要な診療情報をご用意していただく必要があります）。

窓 □： 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）



療育手帳

知

知的障がいのある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために交付します。

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）で交付申請を受け付け、次の判定機関で障がいの程度の判定を行います。

障がいの程度：障がいの程度によってA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。

必要なもの：写真（上半身 4cm×3cm）・マイナンバーに係る確認書類

判定機関：18歳未満の方は、こども相談センター（108ページ参照）
18歳以上の方は“はーとふる”ぷらざ（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課 知的障がい担当）（109ページ参照）

再判定：療育手帳交付のときに次の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける手続きを18歳未満の方はこども相談センター、18歳以上の方は各区保健福祉センター福祉業務担当で行ってください。

再交付・変更：手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は上記窓口へ届け出てください。

居住地の変更：居住地を変更した場合は、新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は福祉事務所）へ手帳を添えて届け出てください。

返 還：手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または交付対象に該当しなくなった場合、不要になった場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

手
帳
2

精神障がい者保健福祉手帳

精

精神障がいのある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために交付します。

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

障がいの等級：障がいの程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障がいの状態は、それぞれ次に定めるとおりです（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の3）。

1級：日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

必要なもの：医師の診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）または、障がい年金証書、年金裁定通知書、直近の振込（支払）通知書などの、基礎年金番号及び年金コードが判るものの写し。ただし、障がい年金証書等の写しを添える場合は、年金事務所等への照会に関する「同意書」が必要です。

手帳の交付：「大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会」での審査の結果、交付されます（交付されない場合は、交付しない旨の通知書をお送りします）。お送りした交付通知書と写真（上半身 4cm×3cm）を、申請した上記窓口までお持ちください。

有効期間：有効期間は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。更新のご案内を、有効期限の3ヶ月前までにお送りします。

再交付・変更：手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は上記窓口へ届け出てください。

居住地の変更：居住地を変更した場合は、必ず新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は保健所等）へ手帳を添えて届け出てください。

返 還：手帳の交付を受けた方が死亡された場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。



身体障がい者障がい程度等級表

等級	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由	
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢
1級	◆視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01 以下のもの				◆1 両上肢の機能を全廃したもの ◆2 両上肢を手関節以上で欠くもの	◆1 両下肢の機能を全廃したもの ◆2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	◆1 視力の良い方の眼の視力が0.02 以上0.03 以下のもの	◆両耳の聴力レベルがそれぞれ100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)			◆1 両上肢の機能の著しい障がい ◆2 両上肢のすべての指を欠くもの	◆1 両下肢の機能の著しい障がい ◆2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	◆2 視力の良い方の眼の視力が0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの				3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	
	◆3 周辺視野角度(1/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80 度以下かつ両眼中心視野角度(1/2 視標による。以下同じ。)が28 度以下のもの				4 一上肢の機能を全廃したもの	
	◆4 両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が20 点以下のもの					
3級	◆1 視力の良い方の眼の視力が0.04 以上0.07 以下のもの(2級の2に該当するものを除く。)	◆両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	◆1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
	◆2 視力の良い方の眼の視力が0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの					
	◆3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下かつ両眼中心視野角度が56 度以下のもの					
	◆4 両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの					
4級	◆1 視力の良い方の眼の視力が0.08 以上0.1 以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)	1 両耳の聴力レベルが80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm 以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80 度以下のもの					
	3 両眼開放視認点数が70 点以下のもの					
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2 かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm 以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの					
	3 両眼中心視野角度が56 度以下のもの					
	4 両眼開放視認点数が70 点を超えかつ100 点以下のもの					
	5 両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの					
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3 以上0.6 以下かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70 デシベル以上のもの(40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50 デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級					1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm 以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	備考					
	1 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1 級うへの級とする。ただし、二つの重複する障がいがある場合に特にな表中に指定されているものは、該当等級とする。					
	2 肢体不自由においては、7 級に該当する障がいがある場合は、6 級とする。					
	3 異なる等級について2 以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。					
	4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。					
5 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいを含むものとする。						
6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。						
7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

肢体不自由			内部障がい							等級
体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい	
	上肢機能	移動機能								
◆体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	★不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	★不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	◆心臓の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	◆じん臓の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	◆呼吸器の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	◆ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	◆小腸の機能の障がいにより自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	◆ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	◆肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級
◆1 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの ◆2 体幹の機能障がいにより立ち上ることが困難なもの	★不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	★不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						◆ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	◆肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの	2級
◆体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	★不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	◆心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	◆肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	3級
	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	◆肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5級
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6級
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7級
◆を表記しているもの 交通機関の利用料金割引制度における第1種の身体障がい者を示しています（説明 69ページ）										
★を表記しているもの 肢体不自由のうち「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい」については、次の条件に該当する場合に第1種の身体障がい者となります										
・上肢機能の障がい … 両上肢に障がいがある場合										
・移動機能の障がい … 両下肢に障がいがある場合										
備考										